

宇治市貯水槽水道管理指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宇治市水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）第41条の2及び第41条の3の規定に基づき、貯水槽水道により供給される飲料水の安全性の確保を図るため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 貯水槽水道 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいい簡易専用水道と小規模貯水槽水道に区分される。
- (2) 簡易専用水道 法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。
- (3) 小規模貯水槽水道 簡易専用水道、専用水道、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）適用水道のいずれにも該当しない受水槽以下の給水設備をいう。
- (4) 受水槽 水道事業の用に供する水道から供給を一時的に受けるために設けられる設備をいう。
- (5) 高置水槽 受水槽からポンプによって送られてきた水道水を高所に一時的に貯めておく設備をいう。
- (6) 水槽 受水槽と高置水槽をいう。
- (7) 設置者 貯水槽水道の所有者又は所有者以外の者で、当該設備の維持管理に関する権原を有するものをいう。
- (8) 管理責任者 設置者の委託を受けた者等貯水槽水道の維持管理に直接携わる者をいう。
- (9) 検査機関 法第34条の2第2項の規定に基づいて国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関をいう。
- (10) 水質検査機関 法第20条第3項の規定に基づいて国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関をいう。

(設置の報告)

第3条 貯水槽水道の設置者は、貯水槽水道による給水を開始しようとするときは、宇治市長（以下「管理者」という。）に報告しなければならない。（第1号様式）

2 第1項の規定により報告を行った者は、報告事項に変更を生じたとき、（第2号様式、第3号様式）又は、当該貯水槽水道を休止及び廃止したときは、（第4号様式）速やかに報告しなければならない。

3 設置者は、貯水槽水道使用開始前に管理者が指定した水質検査を水質検査機関等で実施して、検査結果を管理者に報告し、水質に異常が無いと認められなければ飲用に使用

してはならない。

(設置者の責務)

第4条 簡易専用水道の設置者及び管理責任者は、法第34条の2第1項の定めるところにより簡易専用水道を管理し、同条第2項の定めるところによりその管理の状況に関する検査を受けなければならない。また、その結果については管理者に速やかに報告しなければならない。

(1) 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。

(2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（厚生労働省令第101号）の事項のうち必要なものについて、環境大臣の定める方法により水質検査を行うこと。

(4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(5) 毎年1回以上定期に、地方公共団体の機関若しくは検査機関による検査を受けること。原則として、簡易専用水道に係る施設及びその管理の状況に関する検査、給水栓における水質の検査及び書類の整理等に関する検査を受けること。

2 小規模貯水槽水道設置者及び管理責任者は、給水条例第41条の3第2項の定めるところにより小規模貯水槽水道を管理し、その管理の状況に関する検査を受けなければならない。また、その結果については管理者に速やかに報告しなければならない。

(1) 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。

(2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（厚生労働省令第101号）の事項のうち必要なものについて、環境大臣の定める方法により水質検査を行うこと。

(4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(5) 毎年1回以上定期に、地方公共団体の機関若しくは検査機関又は管理者が認める者による検査を受けること。原則として、小規模貯水槽水道に係る施設及びその管理の状況に関する検査、給水栓における水質の検査及び書類の整理等に関する検査を受けること。

3 水道事故（給水停止）が発生したときは、管理者に報告すること。（第5号様式）

4 給水停止等の措置を講じた場合は、代替水を確保すること。

(帳簿書類等の設置及び保存期間)

第5条 貯水槽水道の設置者及び管理責任者は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める帳簿書類等を当該貯水槽水道所在地の事務所等に設置し、保存するものとする。

(1) 永年保存すべき帳簿書類等

ア 貯水槽水道の設備の配置及び給水系統を明らかにした図面

イ 水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした図面

(2) 3年間保存すべき帳簿書類等

ア 管理状況の定期検査に関する書類

イ 水槽の掃除に関する記録

ウ 点検・整備の記録

エ 水質検査に関する記録

オ 給水停止事故に関する記録

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和6年7月5日から施行する。